

入札説明書

大阪市公告第10号に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるものほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年1月27日(火)

2 担当

〒545-8550

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号 あべのルシアス13階

大阪市環境局総務部総務課 電話 06-6630-3122

3 入札に付する事項

(1) 売扱物品

売扱物品	数量
①金属くず等	1山
②廃バッテリー	1山

(2) 下見日時及び場所

下見日時	下見場所
令和8年2月17日(火)	環境局南部環境事業センター
午後1時30分から午後3時30分まで	大阪市西成区南津守5-5-26

(3) 引取期限

令和8年3月12日(木)

(4) 引取場所

上記3(2)の下見場所のとおり

(5) 引取方法

別紙売扱仕様書のとおり

(6) 入札方法

上記3(1)の売扱物品ごとに入札に付す。なお、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

再度入札は1回限りとする。結果発表後再入札書を交付するので、本人(法人にあっては代表者)が記名押印し速やかに投函すること。なお、代理人が入札を行う場合、本人(法人にあっては代表者)の委任状を提出すること。

4 入札参加申出

(1) 入札参加を希望するものは、次の書類を提出し、本市の入札参加資格の審査を受けなければならない

ア 一般競争入札参加申出書(誓約書兼)

イ 大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループの発行する令和7・8・9

年度物品売扱入札参加承認証の写し

(2) 受付時間

公告の日から令和8年2月16日（月）までの本市の休日を除く毎日、午前9時から午後5時30分まで（午後0時15分から午後1時までを除く。）

(3) 受付場所

上記2に同じ

(4) 申出書類の作成及び提出にかかる費用は提出者の負担とする。

(5) 提出された資格審査資料は提出者に無断で他に使用しない。

5 入札参加資格

次に掲げる要件のすべてに該当し、本市の入札参加審査において、その資格を認められた者は入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること

(2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと

(3) 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいづれの措置要件にも該当しないこと

(4) 入札参加申出受付期限までに、大阪市契約管財局契約部契約課委託・物品契約グループに対し、売扱入札参加の申請を行い、令和7・8・9年度物品売扱入札参加承認証の交付を受けていること

6 契約条項を示す場所

上記2に同じ

7 入札執行場所

大阪市阿倍野区阿倍野筋1丁目5番1号

あべのルシアス12階 大阪市環境局入札室

8 入札執行日時

(1) 入札書受付期間 令和8年2月18日（水）午後1時30分から午後2時まで

(2) 開札予定日時 令和8年2月18日（水）午後2時

9 入札方法

(1) 入札は、入札執行日時に入札執行場所に出席して行われなければならない。

(2) 落札決定にあたって、物品買受申込書に記載する金額には、取引に係る消費税及び地方消費税分を含むものとする。

(3) 入札者は、提出済みの入札書の書換え、引換又は、撤回をすることはできない。

(4) 入札書交付後開札時までの間において、「5 入札参加資格」の要件を満たさなくなった者、満たさないことが判明した者は入札に参加することができない。

(5) 再度入札を行う場合があるので、入札者若しくはその代理人は開札に立ち会うこと。立ち会うことができない場合は、再度入札は辞退したものとみなす。

10 保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上を入札執行日の翌開庁日午後 5 時 30 分（以下「指定期限」という。）までに納付すること。契約保証金は、債務の履行が完了した後に還付する。

ただし、契約金額の全額を指定期限までに納付する場合は契約保証金を免除する。

11 契約代金納付期限

令和 8 年 3 月 3 日（火）

12 入札の無効

次の場合に該当する入札は無効とする。

- (1) 大阪市契約規則（昭和 39 年大阪市規則第 18 号）第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する入札
- (2) 大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けている者及び大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者がした入札
- (3) 再度入札（2 回目以降の入札）の場合にあっては、前回最高入札価格以下の価格でした入札
- (4) 入札参加資料に虚偽の記載をした者の入札
- (5) 物品買受申込書に主管局立会者の確認印のない入札
※ 入札に参加しようとする者は、入札に付する事項の欄記載のとおり、必ず下見を行うこと。下見について主管局立会者の確認印のない入札は無効とする。
- (6) 1 円未満の金額を記載した入札（金額の前に「-」（マイナス）、「△」を記載した場合は、1 円未満の入札とみなす。）
- (7) 金額の記載のない入札（入札書に 0 円と記載した場合は、金額の記載のない入札書とみなす。）
- (8) 同一入札について入札者又はその代理人が 2 以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札

13 落札者の決定方法

予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

14 その他

- (1) 契約書作成の要否 要
- (2) 関連情報の照会窓口 上記 2 に同じ
- (3) 上記によるもののほか、この一般競争を行う場合において了知し尊守すべき事項は、大阪市契約規則による。
- (4) 契約締結までに落札者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (5) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。
- (6) 上記 10 の指定期限までに契約保証金を納付せず（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）、かつ、指定期限までに契約代金の全額を納付しなかった場合（納付したことを証する書類を提出しなかった場合を含む。）は、大阪市契約規則第 32 条第 3 項に規定する契約締結の手続を怠ったものとして、落札の決定を無効とする。

(7) 落札者は、契約締結までに、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく誓約書を提出すること。誓約書の提出がない場合は、大阪市契約規則第28条第1項第10号に該当するとして、その者に係る入札は無効とする。

15 売扱物品に関する照会先

大阪市環境局南部環境事業センター

電話 06-6661-1190